

「滋賀県国土利用計画（第五次）」原案に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメント等の実施結果

平成 28 年 10 月 21 日（金）から平成 28 年 11 月 21 日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）および国土利用計画法（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）の規定に基づき、「滋賀県国土利用計画（第五次）」原案に対する意見・情報の募集等を行った結果、6者（市町、団体を含む。）から、12件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県国土利用計画（第五次）」原案によっています。

○提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
1. 県土の利用に関する基本構想	—
（1）県土利用の基本方針	1 件
（2）地域類型別の県土利用の基本方向	1 件
（3）利用区分別の県土利用の基本方向	4 件
（4）地域別の県土利用の基本方向	3 件
2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	—
3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	—
（1）土地利用関連法制等の適切な運用	—
（2）人やものが行き交う活力ある県土づくり	—
（3）県土の保全と安全性の確保	1 件
（4）持続可能な県土の管理	—
（5）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	1 件
（6）土地の有効利用の促進	—
（7）土地利用転換の適正化	—
（8）県土に関する調査の推進	1 件
（9）計画の効果的な推進	—
（10）多様な主体の連携・協働による県土の適切な管理・有効利用	—
（11）市町との連携	—
合 計	12 件

滋賀県国土利用計画（第五次）原案に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
1. 県土の利用に関する基本構想			
(1) 県土利用の基本方針			
1	7	<p>県土利用への多様な主体の参画について、目的型の地域活動については進んでいる面がある一方で、道路・河川等の清掃のような地域型の自治会等活動については団体や活動の発展・維持が困難になりつつある。</p> <p>このような状況をご理解の上、施策の遂行をお願いしたい。</p>	<p>御意見のような地域コミュニティの変化を含めて、イ 県土利用の基本方針(オ)多様な主体による県土管理(12 頁)において「県土管理については、このような地域による取組を基本」としながら、そのためにも「県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが、一層、重要となる。」と記述しており、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向			
2	13	<p>ア 都市</p> <p>「新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換については抑制とする。」となっているが、地域の実情に応じた適切な利用を図ることとするよう修正された。</p>	<p>ア 都市において「人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、…地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。」とし、そして「新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。」という基本的方向を記述しており、これらにより地域の実情に応じた適切な土地利用を図ることとしていることから、原案どおりとします。</p>
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向			
3	15	<p>ア 農地</p> <p>国策で整備された干拓地は、琵琶湖の水位より低く、土地改良区による常時排水で、現状を維持している。</p> <p>大雨等の災害だけでなく、停電や排水ポンプの故障が発生しても、湛水してしまい、農家だけでなく干拓地内の住宅や道路、農作物、家畜等に甚大な影響がおよぶため、干拓地の保全についても内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>干拓地のような、琵琶湖の水位より低い土地等における水害等の問題についても、特に「干拓地」と明記はしていませんが、エ 水面・河川・水路(16 頁)の中で「地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。」としており、干拓地における水害対策も踏まえた記述としていることから、原案どおりとします。</p>
4	15	<p>13 頁「イ農山漁村」に野生鳥獣被害への対応についての記載はあるが、「ア農地」における畦畔等の荒廃や「イ森林」における食害等による植生減など、両区分における土地利用の上で、野生鳥獣被害は大きな課題であり、「ア農地」と「イ森林」の両区分内に取組の記載が必要。</p>	<p>御意見のとおり、野生鳥獣被害は農地や森林において深刻な問題であるが、国土利用計画では、各利用区分別での対策ではなく、農地や森林という複数の用途が複合する地域類型別の対策が重要と考えています。</p> <p>そのため、野生鳥獣被害対策については(2)地域類型別の県土利用の基本方向のイ 農山漁村(14 頁)およびウ 自然維持地域(14 頁)において記述していることから、原案どおりとします。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
5	17	<p>「古民家」の再生・活用は、地方移住の促進、地域コミュニティの復活、空き家問題の解消などに貢献するとともに、外国人観光客や若者移住など地方滞在需要の増加につながる可能性を秘めています。</p> <p>こうした事から古民家は価値ある建造物で、滋賀県の財産として正しく残していく事を強く望みます。</p>	<p>国土利用計画では、人口減少社会において空き家の有効利用は重要であると考えています。御意見の古民家を含む空き家の有効利用については、カ 宅地(ア)住宅地(17頁)において「住宅地の整備に際しては、世帯数が将来減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用および既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。」としています。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	19	<p>湖辺域のみならず、沖島をはじめとする湖内の島々には、人々の営みと琵琶湖が織りなす個性と魅力ある景観が現存している。これら島々の伝統文化等の継承を図りつつ、水産業、観光・レクリエーション等各種利用を検討する必要がある。</p> <p>特に、沖島については、滋賀県にて離島振興計画を策定済みであることから、滋賀県国土利用計画においても、計画的かつ適切な土地利用を図るため、項目立てを行い、記述を追加すべきである。</p>	<p>沖島の適切な土地利用を図るため、御意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>(4)地域別の県土利用の基本方向 ウ 地域の方向性(東近江地域)(21～22頁)</p> <p><修正前></p> <p>なお、琵琶湖から西の湖周辺にかけては、優れた景観を有する水郷地帯を形成しており、生態系をはじめとする自然環境の保全および管理に努めるとともに、歴史的・文化的風土の保存を図る。</p> <p><修正後></p> <p>なお、琵琶湖から西の湖周辺にかけては、優れた景観を有する水郷地帯を形成しており、生態系をはじめとする自然環境の保全および管理に努めるとともに、歴史的・文化的風土の保存を図る。また、国内で唯一、淡水湖内に集落を形成する沖島にあつては、<u>滋賀県離島振興計画などに沿った適切な土地利用を図る。</u></p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
(4) 地域別の県土利用の基本方向			
7	21	<p>ウ 地域の方向性(東近江地域)</p> <p>東近江地域のJR琵琶湖線沿線は、歴史風土と豊かな自然が織りなす区画整然とした地域であり、相対的に利便性も良好であることから、宅地の立地ポテンシャルを有している。そのため、JR主要駅近郊の記載をいただきたい。</p>	<p>地域別の県土利用の基本方向では、今後の土地利用について配慮すべき事項について記載することとしています。</p> <p>そのため、東近江地域における今後の JR 駅近郊の土地利用に関する記述を追加することとし、御意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p><修正前></p> <p>宅地については、スマートインターチェンジの設置や三重県との間のトンネル整備などに伴い、今後、他地域との交流や利便性の向上による商工業施設や住宅地などの立地などが見込まれる。</p> <p><修正後></p> <p>宅地については、スマートインターチェンジの設置や三重県との間のトンネル整備、JR 駅および周辺整備などに伴い、今後、他地域との交流や利便性の向上による商工業施設や住宅地などの立地などが見込まれる。</p>
8	21	<p>ウ 地域の方向性(東近江地域)</p> <p>名神竜王インターチェンジ周辺における大型商業施設、滋賀竜王工業団地の立地は、近年における東近江地域での大規模な立地例であり、既に立地している施設を具体的にあげることで、商工業施設、宅地等の立地にかかる適切な配置、誘導ならびに周辺土地利用との整合を確実に行うということを示すこととなるため、記載されたい。</p>	<p>宅地の立地に当たっては、既存施設に配慮するため、御意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p><修正前></p> <p>このため、立地に当たっては、水害などの災害リスク、周辺地域への影響ならびに都市機能等の集約化に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。</p> <p><修正後></p> <p>このため、立地に当たっては、水害などの災害リスク、周辺地域への影響ならびに都市機能等の集約化や既存施設に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。</p>
9	21	<p>ウ 地域の方向性(東近江地域)</p> <p>山から川そして湖と流域の一体的な取組を推進する地域であり、流域の視点での土地利用に言及が必要のため、以下の文章を追加されたい。</p> <p>「さらに、鈴鹿山脈から琵琶湖に流れ込み、広大で肥沃な土地を形成した愛知川や日野川等の河川については、森から湖にいたる流域一体となった環境保全などを地域住民とともに推進する。」</p>	<p>御意見の「山から川そして湖と流域の一体的な取組」については、他地域においても重要であると考えています。</p> <p>特に環境保全等については、1. 県土利用に関する基本構想 (1) 県土利用の基本方針 イ 県土利用の基本方針 (イ) 自然観環と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用(10 頁)において、「自然環境については、…「森～川～里～湖」の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。」と記述しているため、原案どおりとします。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標			
3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要			
(3) 県土の保全と安全性の確保			
10	27	<p>県として国土利用に位置付けて保全する必要があると考えるため、干拓地の保全に関する内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、干拓地における水害対策等にも対応させるため、次のとおり修正します。</p> <p>(3) 県土の保全と安全性の確保 ア 自然災害への対応 (27～28 頁)</p> <p><修正前></p> <p>さらに、<u>濁水</u>等に備えるためにも、水利用の合理化、水意識の高揚を図るとともに、水インフラ(河川管理施設、<u>農業水利施設</u>、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や、…総合的な対策を推進する。</p> <p><修正後></p> <p>さらに、<u>濁水や水害</u>等に備えるためにも、水利用の合理化、水意識の高揚を図るとともに、水インフラ(河川管理施設、<u>農業用排水施設</u>、<u>干拓施設</u>、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や、…総合的な対策を推進する。</p>
(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保			
11	32	<p>ク 低炭素社会の構築</p> <p>太陽光発電設備の急激な増加に伴う諸問題について、太陽光発電設備などの開発に対し、地域と調和した事業となるようにガイドラインの制定をしていただきたい。</p>	<p>太陽光発電施設については、1. 県土利用に関する基本構想 (1) 県土利用の基本方針 イ 県土利用の基本方針 (イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用(10 頁)において、「なお、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。」と記述しています。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(8) 県土に関する調査の推進			
12	35	<p>地籍調査の推進は行うべきだが、地籍調査が終了した地区で所有者不明の空き家や管理放棄地が発生しているのではないかと。</p> <p>地籍調査後に所有者や管理者が不明とならない様に所有者管理者を追跡する体制や地籍管理運用方法の検討はできているのか。</p>	<p>(6) 土地の有効利用 オ 円滑な土地利活用に向けた方策(34 頁)において「今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、…方策を総合的に検討する。」と記述しており、このことは、地籍調査後に所有者の所在が不明となった土地についても同様と考えております。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>